

# 平成26年第1回紀の川市議会定例会 第3日

平成26年2月26日（水曜日）

開 議 午前 9時28分

散 会 午後 1時25分

## ◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

## ○出席議員（18名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	12番 村垣正造	13番 竹村広明
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 森田幾久	22番 高田英亮

## ○欠席議員（4名）

11番 亀岡雅文	14番 杉原勲	15番 西川泰弘
16番 堂脇光弘		

## ○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	歌英樹	建設部長	尾崎好民
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	武田雅明
水道部長	上始	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

## ○議会事務局職員

事務局長	永田博敏	次長兼議事調査課長	藤井節子
------	------	-----------	------

議事調査課課長補佐 岩 本 充 晃                      議事調査課係長 田 中 啓 吾

---

（開議 午前 9時28分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

なお、14番 杉原 勲君より療養のため、15番 西川泰弘君、16番 堂脇光弘君より所用のため本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、報告いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 一般質問

---

○議長（高田英亮君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、3番 船木孝明君の一般質問を許可します。

まず、介護保険についての質問をどうぞ。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） ただいま議長のお許しが出ましたので、私の介護保険並びに2項としまして、保育問題の質問をさせていただきます。

まず、介護保険です。現在、少子高齢化が日に日に右肩上がりです。ここにおる私たちも含め、全員が人生の終末には避けては通れない、また介護に頼らなければならない現実問題ではないかと思えます。

そこで、私は介護保険についての質問ですが、昨年12月に国の社会保障制度改革国民会議のプログラム法が通過され、介護保険要支援1・2に対する介護保険予防給付金が廃止され、市町村にゆだねられ、介護費用は紀の川市が負担することになると約1,500名余りの要支援1・2の支援分、給付金が紀の川市が負担することになるのではないかと。その辺について、部長の答えをお願いします。

さらに、今後紀の川市独自の支援で要支援1・2のサービスをどのように取り組んでいくのかも、あわせて御答弁をお願いします。

以上です。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） おはようございます。

それでは、船木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

議員、ただいま言われましたように、現在国では介護財政を鑑み、要支援の介護給付見直しに向けた制度改革を第6期から行うよう進められているところでございます。

改正内容につきましては、要支援者が受けられる予防給付のうち、約半分を占める訪問

介護、通常介護を地域支援事業に移行し、保険者の責務において行われるようになりますので、今まで受けられていた利用者のサービスを保険者がどのように行っていくかが問われるところと考えております。

現段階では、どれぐらいの費用がかかるかというのはわかりかねますが、平成24年度実績では、訪問介護、通所介護合わせまして約2億円、受給者数におきましては約800人の方がおられます。このような状況を踏まえまして、現在進めている第6期策定委員会において、将来を見据えた高齢者福祉と介護保険に関する事業やサービス事業量等を検討していくこととなりますので、要支援1・2の方につきましては、この介護保険計画の中で今後検討していくことになると思いますので、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） ただいま約800人、金額にして2億円の国からの支給分がなくなるということですが、お金のほうもそうですけども、支援1・2というのは非常に軽い最初の症状というんか、ちょっとした痴呆の始まり、ちょっとした認知症の始まりがそうだと考えております。

そうした中で、きめ細かに対応をされて、支援1・2がそのまま置いておきますと、置いとくというのは言い方がきついですけども、そのままにしておきますと、また引き続いて今度は介護の段階へと進むのではないかと思ひます。そうした中で、ひとり暮らしの人が大変そういう皆さんのお力添いになりたいと、ヘルパーさんが来る日は朝早くから、きょうはヘルパーさんが来てくれるんやということでお待ちしている姿をお見かけします。そうした中を今後ともどのように小まめにサービスを充実していくのか、改めてお答えを願ひします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

議員、要支援1・2、軽度の方の今後の介護サービスについての大変御心配されているかと思ひます。基本的に、先ほど答弁させていただきましたように、訪問介護、通所介護につきましては、地域支援事業へ移行されますが、残っている約半数のほかのサービスもござひます。それについては、従来どおりの支援のケアプランを立てながらのサービス提供になるかと思ひます。

それで、訪問介護等地域支援事業へ移りましても、市の独自の事業として今後ケアプラン等を作成しながら対応させていただきますので、御心配されないようによろしく願ひしたいと思ひます。

それともう一点、認知症の関係でござひますが、要支援1・2の方のつきましては軽度の方でござひますが、そういう認知症の予備軍ですね、言葉は悪いですけども予備軍の方が多数おられる可能性はあります。それで、その人らを救済するに対してはそういう対応

を今後十分検討していかなければならないと考えていますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 部長のしっかりした答弁、ありがとうございます。

さらに、介護計画、平成24年に出された第5期介護保険計画では、平成23年度で既に4,033人の要介護認定者数です。何らかの形で介護の認定を受けている方だと思ひます。その後、3年が経過して、ことしまでに大分介護認定数も増大していると思ひます。今後ますます高齢者人口の増加、それに伴う要介護者認定数の増加が見込まれます。特に、今年度は紀の川市第5期介護計画の最終年であります。過去3年間の到達度における教訓、特に平成23年度に作成した介護計画と現在の置かれている介護状況の問題点を少しでも変化点をお答え願ひたいと思ひます。

そして、さらに平成23年度に作成いただき、第5期介護計画、3年間経過し、ことしは最終年度で既に27年から29年までの3年間の第6期介護計画に着手していくことと思ひますが、ますますの人口増加、それに伴う介護や生活支援を見込んでの地域包括センターを中心に、ケアマネジメント、ガイドヘルパー、地域の民生委員、福祉ボランティアなどのより強固な新しいネットワークのもとに介護計画を立てられているかと思ひますが、その指針のお答えお願ひいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） 船木議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

第5期介護保険計画の検証ということでございますが、介護保険計画の骨子につきましては、平成23年に改正されました介護保険法によりまして、保険者の責務と位置づけられました地域包括ケアの推進と、あわせて適正な介護給付が主な骨子でございました。それで、その地域包括ケアの推進におきましては、いわゆる地域包括センターの強化とか見守りネットワークの推進、それから防犯・防災等、そういうのを重点項目として行っている状況でございます。

それで、今回この4月から地域包括センターも市直営になりまして、横のつながり等も十分できている体制が整っておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、給付のほうですけれども、先般の本会議の提案説明でも説明させていただいたとおり、介護の給付の総額と実績の少し乖離が見られた関係で、第1号被保険料が少し不足する決算見込みになりますので、当初予算におきましては約6,000万円ほどの一応借り入れを予定した予算編成を行っていることをこの間本会議でも説明させていただいたと思ひますが、そういう関係で当初の給付見込みですね、推計について実績との少しの見込み違い

があったと言わざるを得ない。そういう第5期の現在の検証かと思しますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 次に、保育所問題の質問をどうぞ。

松木孝明君。

○3番（松木孝明君）（質問席） 保育所問題について、質問させていただきます。

現在、少子化もすごく右肩上がりです。子どもは未来の宝です。子どもがなくては、行政の長期計画も立てられないし、企業の若い人材もなく生産も劣ってきます。今現在でも、東北の震災地におきましても、またこの京奈和自動車道にしても、非常に若い人材が少なく、工期がおくれて非常に頑張っておりますけれども、現場には若い人が余りいないというのが現状でございます。そうした中で、企業の生産性も落ち税収にも大きく影響してきます。本当に子どもは人間社会の源と言っても過言ではないかと思うのでございます。

そうした中、保育所問題について、紀の川市長期総合計画の後期基本計画では、子どもを安心して生み育てられ、環境の整備支援を平成20年3月に、この我々紀の川市の議会と一体となって決議し、策定しております。その中での重要な保育所の子育ての問題ですが、最近、共稼ぎ世帯の増加により、保育園登園後の体調不良になり、引きつけを起したり、下痢・嘔吐など病気で倒れたときの保護者の問題についてです。私も甘えながら孫が3歳から保育所にお世話になりました。やっぱりそういうような中で、2～3回そういうお電話もいただきまして、泣いてる孫を迎えに行った経験のあるものでございます。

そういったときに、たまたま保護者が共稼ぎで連絡してもなかなかその日の予定もあるし、迎えに来られないときの状況、これは現実として現場で起こっております。今後、そのような保育所の現場をいかに対応していくか、御質問、お答え願ひたいと思ひます。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、当園児の発病に対する対応であります。保育所における対応につきましては、児童の病状によりまして方法が異なります。まず、発病の場合ですが、体温がおおむね37度5分以上となった場合、保護者に児童を迎えに来てくれよう連絡をし、保育室等で他の児童と接触を避け、保護者から来られるまで預かっています。保護者が都合により迎えに来れない場合は、祖父母や保護者の兄弟などの身内の方に迎えに来ていただくよう連絡をとっていますが、それでも近くに身内の方がいなくて急に対応ができない共働きの保護者の方には、平成24年度から長期総合計画に基づき、子育て環境体制の整備支援として、旧調月保育所内に設置しておりますファミリーサポートセンターを紹介するなどして、急な病気のときの対応を努めているところでございます。

次に、保育中の事故等けがにつきましては、状況によりまして救急車もしくは保育所の

公用車において病院へ移送することとさせていただきます。同時に、状況がわかり次第、保護者に連絡とるようにしています。また、けがの程度が軽度な場合は、保育所において応急手当をし、帰るときに保護者にその状況を説明入れるようにした対応をしておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） いろいろと対応、ありがとうございます。

次に、再質問で、保育所もいろいろと統合されまして、園児数も多いところでは200人を超える園もありますし、将来もまたいろいろの計画で統廃合が進められることと思いますが、特にゼロ・1・2歳の園児が最近非常にふえております。先日の全員協議会でも、希望の保育所に入れずに、待機児も予想されますが、その点、お答えをお願いします。

次に、保育園も園児が多くなってきますと、小学校の場合では100人前後でも医務室、また介護の先生、保健の先生などで対応しておりますが、保育園の場合は200人の特に小さいゼロ・1・2歳の病気がちな園児がおります

ここで、私は提案ではございますが、紀の川市には1カ所看護師が入っている保育所があるとお聞きしておりますが、将来マンモス、大きな保育園を抱えるに当たって、いろいろと伝染病とかそういうことも対応できる体制ということで看護師が一番望ましいことではないかと思うので、今後の見通しについてお答え願ひします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、船木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、待機者の児童の問題でございますが、実際今、議員おっしゃったように、核家族等社会情勢の変化に伴いまして、現在紀の川市におきましても、ゼロ歳児から2歳児の低年児の保育の入所申し込みが多くございますのも現実でございます。

まず、紀の川市といたしましても、今再編計画を進めている最中ではございますが、紀の川市全体では定員数を満たしておりますので、保育所ごとの入所申し込みについてはオーバーしている保育所も実際ございますが、入所時には、今現在、第1希望、第2希望をとって対応している状況でもございます。それで、全体では市としては待機児童はないというふうには考えているところでございます。

続きまして、看護師の対応につきましてですけれども、今議員言われましたように、現在紀の川市におきましては、こぼと保育所のみ看護師を配置している現状でございます。この看護師の配置につきましては、国の配置基準では満1歳に満たない児童を9人以上預かる場合は一人置かなければならないと、それ以外の8人以下につきましては、必ず置く必要はないという一応国の指針がございます。

ただ、先ほど議員がおっしゃったように、今後の体制なんですけれども、やはり人員体制

等検討する課題は多々あるかと思えます。ただ、一応看護師の配置につきましては、今後人員体制も含めまして考えていく必要あると思うんですけども、現在におきましてはこの体制を継続していきたいと、そのように考えておりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

〔船木議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、9番 榎本喜之君の一般質問を許可します。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 改めまして、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

なるべく早い時期に庁舎を建設し、無駄を排すという市長の方針に伴い、進められ、新庁舎が完成し、業務を開始してから1年が過ぎております。それに伴い、支所の場所が変更され、より安全な建物へと移っております。平成24年第4回議会の全員協議会において、貴志川分庁舎を近畿農政局への貸し出しと図書館に利用するということが提示されました。残る三つの分庁舎にいて、今後どのようにしていくのか気になっているところです。

そこで、まず現在の分庁舎の維持管理に幾らの経費が必要なのか、お聞きします。貴志川分庁舎のように、利用の方向が決まってきた建物についてはいいですが、桃山や那賀の分庁舎については維持費もかかるし、利用するとしても耐震工事が必要なのは明確です。ならば、取り壊してから跡地利用を考えてはと思えます。

先ほど申しました全員協議会で、図書館の再編計画が提示され、粉河・桃山・那賀図書館が閉館となる予定で、那賀分庁舎については那賀町商工会を残すのみになります。桃山については分庁舎の利用はなく、併設する就業改善センターに商工会土地改良区、紀の海広域施設組合が入っていますが、紀の海広域施設組合は施設完成後には移動をしますし、そのほか現在利用している方々に移動していただければ、取り壊すことは可能だと思えます。

次に、現在も支所として利用している粉河分庁舎についてであります。建築年数も一番古く、危険な建物であることは明確です。耐震工事をして再利用するということは考えられないと思えます。以前、農林商工部があったときはよく訪れておりましたが、落下防止ネットが張られているなど危険な箇所が多々見られます。通常の維持費以上に修繕費が必要となることが多いのではないのでしょうか。常に仕事をしている職員はもちろんのこと、来庁者の方々も危険な状態にしているのではないのでしょうか。

また、庁舎と鎌垣財産区建物の間には落下防止ネットが張りめぐらされており、そこを通路として利用する市民もおりますが、立入禁止措置などはされておらず、常に危険と隣り合わせになっています。粉河庁舎の現状はどうなっていますか。



1回目の質問とします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

総務部から、榎本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在使用していない分庁舎の維持費についてのお尋ねですが、閉鎖した建物等併設された使用中の建物の電気料金など区別が困難な費用もありますので、それらの合計額として本年度1月までの支出実績と2月、3月の支出見込み額を合わせた場合、粉河分庁舎は鎌垣財産区、東別館の3館合わせ約670万円、旧那賀分庁舎は使用中の北別館を合わせ約285万円、旧桃山分庁舎は、併設する桃山就業改善センター合わせ約430万円、旧貴志川分庁舎は、貴志川公文書庫を合わせ約580万円となり、平成25年度の必要経費見込み額は、合計約1,965万円となります。電気料金や浄化槽関経費など区別ができない費用もありますが、旧分庁舎ではセキュリティー対策として機械警備、消防設備補修、電気保安管理など契約を継続している経費を含め、おおむね4割程度、約800万円程度が閉鎖した旧分庁舎3館に係る経費と見込んでおります。

続きまして、閉鎖した旧分庁舎で取り壊せるところは早く取り壊し、跡地の有効利用について検討を進めたらいいのではないかとこの御質問、御提案でございますが、新庁舎建設が決まって以来、市議会定例会において多くの議員の皆様より御質問、御提案をいただき、閉鎖した旧分庁舎は有効活用を検討し、その方向性が見出せない場合は取り壊し、借地は返還し、その跡地を有効活用するという方針で検討を進めてまいりました。

今回、議員御質問の旧那賀分庁舎及び旧桃山分庁舎につきましては、併設した建物に入居されている事務所等の移転問題も同時に十分検討することを前提に、旧那賀・旧桃山分庁舎はいずれも老朽化が進み、耐震性や耐久性に問題を抱えていることから、まず取り壊し、跡地を有効利用するという方針で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 地域振興部長 吉田 靖君。

○地域振興部長（吉田 靖君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

それでは、地域振興部から、榎本議員の御質問にお答えいたします。

粉河支所庁舎につきましては、管内4支所の中で最も建築年度が古く、老朽化の進捗も顕著で、耐震性もない状態でありながらいまだ移転先となる候補地も決定していないばかりか、移転のめども立っていないのが現状でございます。粉河支所庁舎は、昭和32年1月に完成した本体と昭和39年2月に本体の東側に完成いたしました旧国民宿舎紀泉荘をつなげた複合建物でございます。ここ数年来修繕費に関しては軽微なものから緊急性を要する修繕を含めて、増加傾向にございます。

10年前になりますが、庁舎東側非常階段のモルタルの塊が剥離して落下する事故が発生いたしました。幸いにも休日であったことから、死傷者もなく大事には至らなかったも

のでございますが、溝にかぶせてある鉄板には事故を物語る生々しい陥没痕が残っております。

参考までに、本年施工いたしました修繕の原因を幾つか上げますと、まず昨年4月13日に震度3の地震が発生した際、二つの建物のつなぎ目である通路の天井、壁、床がひび割れするとともに、庁舎東側3階トイレの壁部分のタイルが崩落いたしました。また、6月26日発生 of 梅雨前線による集中豪雨により、庁舎本体の3階西側階段の屋上から大規模な雨漏りが発生いたしました。直近では、庁舎本体屋上の手すり部分の劣化が著しく、モルタル片が一部落下したこともあり、来庁者に危険が及ぶと判断した結果、緊急措置として落下防止用のネットを設置したところでございます。

議員御指摘のとおり、紀の里農協粉河支所駐車場に通じる支所庁舎東側の通路につきましては、危険箇所にはバリケードと「頭上注意」の表示で安全確保を図るとともに、来庁者や勤務している職員等には注意を喚起してまいります。施設の維持管理上の修繕費関係では、移転も視野に入れた状況でございますので、最低限の安全確保にとどめた修繕で対応しているのが現状でございます。

近い将来、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震が懸念されている状況下でございますので、巨大地震が発生した場合には、災害の対応の最前線基地として役割を果たすべき支所庁舎でございます。粉河支所では、朝礼で避難に対する話し合いを随時持ちまして、定期的に来庁者がおることを想定した避難訓練を実施しています。また、庁舎に入居している社会福祉協議会、それからほほえみ粉河庁舎の関係者等にも注意を喚起するよう指導に努めておるところでございます。

地域振興部といたしましては、一日でも早く安全な支所庁舎の確保を図ることにより、利用される市民の皆様方はもとより、支所に勤務する職員も安心して職務に精励できるよう環境づくりが急務であると考えておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。  
○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

まず、那賀・桃山庁舎については、跡地の有効利用として現在はどうのように考えておられますか。

また、粉河支所について、現在の場所に建てかえをする、粉河ふるさとセンター、また粉河中学校跡地など既存建物への移転、また場所を変えて新築などいろいろ考えられます。今の建物を利用できないということは、逆に新たなまちづくりができるチャンスでもあります。まちづくりの観点からは、どのように考えているのでしょうか。

粉河支所の土地については、議員からも提案もございましたが、保育所用地としても候補に上がっているようですけれども、私は保育所を一つに、粉河地区一つにしてしまってもいいのかという疑問も持っております。財政的に厳しくなることから、財政面への考慮は非常に重要ではありますが、市民の旧町単位、小学校区などの考え方はなかなか変わって

こないのが現実であると思いますので、面積の大きい粉河地区の保育所統合について、一抹の不安を持っております。

そこで、人口増加対策として、住宅用地として利用または売却できないかと考えます。今まで市民の代表の議員の皆さんの意見を聞きながら進めていくといった趣旨の答弁をいただいておりますので、一つの考えを述べさせていただきました。

市の財産として、管財課を事務局に、未利用地有効利用検討委員会において検討していくこと以前もお聞きをしましたが、我々が市民の意見を伝えていくのは総務部にお伝えすればいいのでしょうか。

地域のまちづくりが非常に大事で、基本的な方向を見出していくために、この委員会においてのまちづくり担当企画部の位置づけはどうなっているのでしょうか。

また、地域アンケートや紀の川市市民意見募集手続要綱第9条にあるような直接市民の意見を聞くことはしないのでしょうか。企画部長にお伺いします。

先ほども言いましたが、粉河地区はある意味チャンスであります。決定していくまでにまだまだ時間がかかると予想されます。それならば、支所の危険をまずは回避するということはできませんか。現地に仮設の建物を建てるなどして、そこで決定まで業務を行うのはどうでしょうか。

2回目の質問とします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えをいたします。

旧那賀及び旧桃山分庁舎の取り壊し後の跡地の有効利用でございますが、いずれの旧分庁舎にも情報ネットワーク設備や防災行政無線機が設置されているため、これらの移設問題、また建物の敷地や駐車場の借地問題、さらには1階に水道の基幹設備や設置されている桃山就業改善センターの利用方策の検討などを旧分庁舎隣接施設にかかわる課題の検討も並行して早期に取り組み、議員皆様方の御意見、御提案をいただきながら有効な跡地利用の計画策定に向け検討協議を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高田英亮君） 企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（自席） 榎本議員の再質問で、企画部所管の部分についてお答えをいたします。

現在の各旧分庁舎の敷地は、それぞれ旧町の時代から長年にわたり地域行政の拠点として地域の方々に親しんでいただいているところでございます。そのため、地域の新しいまちづくりを進める上での重要な要素として方向性を見出し、的確に有効利用することが当該地域の活性化を促す新たなまちづくりにつながるものと考えてございます。

貴志川分庁舎については、比較的新しいことから、新たな利用方法を定めてその作業に取りかかろうといたしておりますが、議員御指摘の粉河分庁舎につきましては、粉河支所

の整備、保育所の再編計画等々関連する懸案事項については、これからのまちづくりの大きな鍵となると捉え取り組んでいく所存であります。

次に、まちづくりの意見をお聞きする部署はどこかとの御質問でございますが、未利用地有効利用検討委員会は、総務部をはじめとして大半の部が参加してございます。各部署では、それぞれ所管の業務を実施しており、それぞれが全てまちづくりにつながるものでございます。案件の内容によっては詳細な知識も必要になりますので、それぞれの担当部へ御提案いただいてもよろしいですが、企画部へ御提案いただきましても、関連する事項は各所管の部と連携を密にして連絡調整を図ってまいりたいと思っております。

また、議員お説の地域アンケート、パブリックコメントにつきましては、検討をさせていただきますが、どういう形であれ、最善の方法で地域の意見を十分お聞きしながら慎重に進めをしてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 地域振興部長 吉田 靖君。

○地域振興部長（吉田 靖君）（自席） それでは、榎本議員の再質問にお答えいたします。

現在の敷地に仮設の庁舎を建てて方針決定まで対応してはどうかという御提案をいただきましたが、危険な状態からの早期脱却が急がれる中、私も打開策としては一つの有効な手段であると考えております。しかしながら、経費の問題等もございますので、来庁される市民の皆様と勤務する職員の安全確保を念頭に、関係部署と連携を密にして早急に対応を検討してまいりますので、御理解よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（質問席） 再々質問をさせていただきます。

この間、総務文教常任委員会の所管事務調査がございました。私も分庁舎関係の一般質問を予定をしておりましたので、傍聴をさせていただいております。その中でも、いろいろとけんけんがくがくと意見交換がされておりました。そこには、関係部の方々が来られたわけなんですけれども、その貴志川の旧の中心地といいますか、分庁舎、まちづくりをしていく拠点となるところ、再利用するのは非常に結構なことだと思います。ただ、その利用の仕方について、いろんな意見が出てまいりました。こういうような意見、やっぱり住民からの要望等ももう少し聞く場があってしかるべきじゃなかったのかと思っております。

これは、ほかの分庁舎についても同じであります。私は支所が移動して、分庁舎もないからもう壊してしまいなさいって、そのほうがいいですよって、壊した後で地域の皆さんと意見交換して、それを何に利用しようと、そういうふうな考えを意見聴取ができる機会がどこかにつくれないのかなと思っております。その最たるものが粉河でありまして、粉河はすぐ近くに移転できる場所がないということは、支所を新たな場所へ持ってい

くことによってその地域がまた変わると、人の流れも変わる、まちづくりができる。その観点で、いろいろ意見を言わせていただいているんですけども、粉河につきましては本当にチャンスだと思っております。逆の意味で。危険な建物で職務をされている、またその建物に訪れる職員さんのためにも、ぜひとも早急に移転、もしくは安全な支所への変更をお願いをしたいと思っております。

また、先ほども言いました総務文教常任委員会におきまして、所管事務調査におきまして、私の考えとしましては、なぜ企画部がああ場所にいなかったのかなど。まちづくり的に考えて、貴志川の地区をこういうふうにして、このまちはこういうふうにしていくんだよという横のつながりをつくっていく、長期総合計画をまとめられる企画部がどうして誰も参加してなかったのかなど、ふと思っております。

先ほども聞きましたように、まちづくりは部長が答えられたように、いろんな部が入ってこの未利用地有効利用検討委員会において検討していくので、どこの部署でも構いません。その所管のところは専門的な知識持っています。それは、重々わかっております。だったら、それをどう引っ張っていくのか、どういうふうにまとめていくのか、それは果たして誰がするのか、どこがするのか、意見の言いっ放しではいけないと思います。それをするのが、私は企画部じゃないかなと思っております。その辺について、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（自席） 先ほども答弁させていただきましたが、企画部中心になってやっていかなくてはならないと、これも捉えてございます。いろいろな事柄につきましても、各種いろんな検討委員会もございます。全ての部分にも企画部が参加してございますので、今後も一生懸命努めてまいりたいと考えております。

○議長（高田英亮君） 以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

---

○議長（高田英亮君） 次に、20番 川原一泰君の一般質問を許可します。

川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと存じます。

私のきょうの質問については、市民の救急医療についてでございます。

1回目の質問として、紀の川市の住民に対する救急医療体制というものが十分できているのかどうか、この点について執行部の御答弁をお願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、一般質問にお答えさせていただきます。市民の救急医療につきましての一般質問の答弁です。

現在、紀の川市、岩出市2市的那賀医療圏域の中で医療体制がなされており、救急告示病院が4カ所、同診療所が2カ所あり、公立那賀病院を中心に対応している現状でございます。軽度の方の初期救急、いわゆる1次救急につきましては、風邪による高熱や家庭では処置できない外傷を診察治療する体制として那賀医師会による那賀急患診療所、また那賀歯科医師会が在宅当番医制により、休日診療を行っております。また、入院や手術を必要とする患者を対象とした2次救急体制といたしましては、那賀広域事務組合におきまして、公立那賀病院を中心に五つの病院によります病院群輪番制運営により、休日等における救急患者の医療を確保しているところでございます。

さらに、2次救急医療費では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者を3次救急医療機関である県立医大や救命救急センターが対応している現状でございます。2カ所の3次救急医療機関をあわせ持ち、多くの救急医療機関を擁している和歌山市が近隣にあることは、那賀圏域の救急体制にとって現実的に重要なサポート要因となっておりますのも現実かと思えます。

以上で、市民の救急体制の答弁とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） ほか、答弁ないですか。

再質問、ありませんか。

川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） ただいま部長の答弁をいただきました。

我々議員というものは、毎日が議員活動でございまして、住民の皆さん方と非常に接触する機会が多々ございます。そういった中で、住民の皆さんから行政に対するいろいろな不平不満、また意見、要望等非常に聞く機会が多いわけではございますが、そういった状況の中で、この那賀病院の救急患者の対応、受け入れ、こういった問題が取りざたされて、非常に私も何人かか聞いておる状況でございますが。

この問題については、一軒の家で救急患者が発生したと、そして救急車に乗せていただいて走る道中、那賀病院とまずアポをとるとい状況になろうかと思えますが、そういった中で対応をしていただいて、受け入れをしていただいた御家族であり、また本人であり、そういった方は納得をいたしてございますが、その当直医の専門分野ではないという状況の中で、和歌山市内まで走ってほしいと、どことは言いませんけれども、はねられたと、こういうケースも出てくるわけではございますが、この受け入れていただいた御家族においては何も問題ないわけではございますが、はねられた場合、はねられという言い方はおかしいですけども、対応をしていただけなかった御家族の不満というものが多少出てくる、そういった方々が私にそういう話をしてきたんだろうと思うわけではございますが、仮に那賀病院のこの救急患者に対する対応の仕方というものは、当直医の方が内科お一人とか、脳外医の医者一人とか、整形外科医が一人とか、一人で夜対応をしているということになりますと、なかなかいろんな救急患者が運ばれてきますので対応しにくいことが当然そういう発生してくるだろうと、状況になってくるだろうと、そういう思いがするわけではござい

して、これはいろいろ病院の運営上の問題も絡んできますが、でき得れば内科医一人と、そして整形医を一人、いわゆるペアでその夜の部を対応していただける、これは毎日ということになりますと非常に医者の方にも負担がかかってきますので、せめて週のうち3日、4日、曜日を決めて対応していただけたとしたら、非常に住民の思いに対する対応ということに多少なりとも近づいていくのではないかなと、このような気がいたします。

私も一部事務組合の那賀病院の議会のほうへも参画をさせていただきました。行政のほうから、こうやれ、こうせなあかん、ああせなあかんというようなことで指摘をして圧力をかけるというのは非常に難しい部分がある、もうそれも私も存じ上げてございます。

しかしながら、中村市長がお忙しい中、管理者として御苦労していただいておりますという状況もございますし、いろいろと問題点があるとしたら、何とかこの行政のほうからも申し入れをできるような、申し入れをできないかなと、このような気がいたしますので、この点について、後ほどまた執行部のほうから御答弁をいただきたいと思っております。

もう一点、那賀消防組合という一部事務組合があるわけでございますけれども、この中に消防署が南署、東署、中署と三つございます。今後、この三つの消防署に救急車が2台ずつ配属されてるようでございますが、この中署の問題でございます。非常に岩出市全体に対する立地条件として中署が中心に救急出動も対応していると、そういう状況であるために、最近特に岩出市の中での救急出動というものも非常にふえてきてると。

そういった中で、紀の川市の西部の救急出動に対する対応というものは、多少手薄になってるのではないかなと、この話も聞くわけでございまして、なかなかこの問題については、一概にこれはこうやからあかんねんやというような、非常に簡単な問題ではないと思っておりますが、いわゆる火災現場に急行せないかん、そしてまた救急患者に対応せないかん、そういったその兼ね合いの中で非常に難しい問題が出てきておるんだろうと思うんですが、3台を救急のほうに使っておると、それだったらあと3台あるんやから、4台、5台使たらええやないかと、簡単に言えばこういう話になるわけでございますが、なかなかそうはいかない。これは、いつ起こるかわからない火災に対しての緊急出動、その控えとして待機しとかなければならない、こういうこともございまして、警護隊、救急隊、救助隊、この隊員のいろいろな立場においての出動の体制、忙しいところが隊員は非常に忙しい、そして疲労こんぱいになっているような状況も聞きます。

こういった問題については、ここはこうやからぐあい悪いんやというような、なかなか結論づけることは難しいんかもしれせんけれども、こういった声を聞くと、問題点があるとすれば、紀の川市からも何か問題点に対して指摘をして、そして申し入れをしていけたらなと、このような思いもするわけでございまして、年間に救急出動が4,800件ほど今あるように聞いてございます。

その中で、岩出との兼ね合いが非常に、今私発言をさせていただいている中身の中に絡みが出てきておるわけでございますが、幸いにして中村市長さんもこの那賀消防事務組合に対する副管理者として御苦労していただいております。こういう状況の中で、もしいろいろ

ると調べて問題点があるとすれば、紀の川市からも何かの形で申し入れをしていただけたらと、このように思いますので、この2点について執行部の御答弁をいただきたいと、このように思います。再質問です。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

なお、市行政としての立場で答弁をしてください。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、私のほうから那賀病院の救急医療体制についての再質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、公立那賀病院には総合診療部門がなく、救急医療体制につきましては勤務医の当直制による休日・夜間の対応がなされてございます。休日は医師2名、夜間におきましては1名での対応で、1名が待機となっている現状でございます。先ほど議員からお話がありましたペアでの体制という御意見がありました。このことにつきましては、休日におきましては内科医、外科医により麻酔医師2名によりこの体制の基準を強化する等の取り組みも進められているところでございますが、夜間になりますと時間帯も長く、1名の医師が待機対応となっている現状でございます。勤務医による当番制の中での取り組みでありますので、結果的に同じ専門分野の医師が重複する体制も多くなっているのも現状かと思えます。

いずれにいたしましても、医師の確保につきましては深刻な課題であり、医局への医師の確保も常に行政側としてもお願いしているところでございます。今後におきましても、市民の救急医療を確保するため、地域医療の中核病院としての公立那賀病院の医師確保や救急医療体制の充実に向け、引き続き関係機関に強く働きかけてまいりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 川原議員の再質問に、那賀消防組合の救急車の件について、お答えをさせていただきます。

川原議員の御質問の中身と重なる部分もございしますが、救急車につきましては各消防署に2台、計6台がございまして、通常救急業務は各消防署で1台が対応しており、3消防署全ての救急車が出動したときは、残り3台のうち1台で予備車両として稼働して、合計4台で救急出動に対応しております。

数値的なものですが、平成25年の那賀消防組合の救急出動件数でございますが、議員おっしゃられましたように、全体で4,834件、中消防署がそのうち2,072件、約43%、東消防署が1,304件、全体の約27%、南消防署が1,458件、全体の約30%出動しております。出動箇所については、紀の川市へは2,854件ということで約6割、岩出市が1,978件、残り4割ということになっております。特に、議員おっしゃられました中消防署の出動状況でございますが、岩出市で1,573件、紀の川市へ499件となっております。岩出市の出動パーセンテージは76%、紀の川市は約2



4%ということになっております。

議員から御質問のありましたこの出動件数の多い中消防署の予備の救急車の解消については、消防組合に御質問の趣旨を十分伝えるようにいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（質問席） 最後に、市長のほうにお尋ねをいたします。

今私、再質問でお尋ねさせていただいたこの2点について、市長の御答弁いただきたいと思うわけですが、忙しい中、そんなんで那賀病院の管理者もしていただいておりますし、那賀消防組合の副管理者もしていただいておりますという立場もございますし、紀の川市から平成25年度一般会計から那賀消防組合に対しまして7億579万円ですか、補助金を出しておる。そして、那賀病院に対しても、25年度一般会計から5億4,566万1,000円というこの補助金を出しておるわけございまして、そういった状況の中でもし問題点があるとすりゃ、この行政からもしっかりと物を申し入れをできるんではないかなと、このように私自身は思うわけございまして、その点につきまして市長のお考え、御見解、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 川原議員の那賀病院、また那賀消防組合の救急の関係に当たる答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、那賀病院、管理者という立場ではありますが、皆さん方に知っていただくことも大事なかなと思っておりますので、今日までの取り組み等について答弁をさせていただきたいなと、そのように思います。

5町合併当初、平成18年には医師不足で大変市民の皆さん方に心配をかけ、3カ月間内科医療がなかったと、医師がなかったという状況でありました。まだ医師は十分とは言えませんが、私はいつも、川原議員もこの3期目の昨年の11月の選挙において、那賀病院の議員として出席をいただいておりますが、それ以前の問題としていろいろと那賀病院対応に、岩出市の副管理者と、また議会選出の皆さん方とともに那賀病院の再生事業に頑張ってきたところであります。

そんな中、何とか医大のほうで内科医も整い、そして現在は透析の患者さんが非常に多いということの中で、当初那賀病院、私は新しく建設当時から貴志川の町長やらせていただいておりますので、そのこともあって透析の部門は、名前は挙げませんが、この那賀郡に専門にやられている医療機関があるということの中で、設けておらなかった。しかし、透析をやりながらほかの病気になった方が、それでは医大や日赤へ行かなきゃならないというようなことでは大変だということの中で、現在那賀病院の改善を行っており、透析の医師も改造が完成次第来ていただくことになっており、まず1名来ていただくことになっ

でございます。将来的には、2名にしていかなきゃならん。

そんな中で、総合病院といいながら、川原議員御質問の救急医療体制についての取り組み、これはもう大きな課題であります。先ほど申し上げたように、平成18年以降ですね、医師が不足している中で夜間を通じての救急体制の医師を確保するにはなかなか大変であったということの中で、現在医大のほうにもお願いをし、今後、先ほどお話のあった脳外科はじめ外科の部門、また内科の先生、夜間の体制をとって行くにはやはり医師が二人あればいいということではなしに、夜間をしていただければ明るく日は休みになるわけで、そういうことで医師がかなり必要となってくるということではありますが、今後これを進めていくべく、また那賀病院の組合議会でも相談をさせていただきますけれども、これを進めていきたいということで今取り組みをさせていただきます。

というのは、東のほうから、粉河は特に紀の川市で言えば、粉河、那賀の方が那賀病院の前を救急車で通って日赤や医大へ行かなきゃならない、10分、15分おくれるわけです。那賀病院へ救急で見てもらえば、助かった命も医大や日赤へ行ったがためにとうとう命を失うということもないとも限らないわけで、これら私は防げるようにしているのが那賀病院の務めでもあると、そう思っておりますし、そんな中、現在は話だけのことでございますので、紀の川市、岩出市管内には外科を担当する医療機関もあるわけで、そこらと綿密な体制を再度、きょうは交通事故等でけがした場合は、那賀病院は内科の医者しか今はないので見てもらえますかというような連絡を密にして、そこらの体制を充実していきたいと、その救急の体制が那賀病院ができるまではそうやっていきたいなと、そのように思っております。

それと、消防については、救急車6台ありながら3台が十分稼働できますが、待機していない救急車もあるということでもありますし、そこらの問題、これは私は紀の川市になって則感じたわけではありますが、普通の救急車が入っていけないような地域が紀の川市管内にたくさんあるということの中で、私は小型の救急車を買入れできないのかということも今十分検討していただいていると同時に、もしそういう狭い道路のところで救急車が入れない場合のいろいろな手だて等も家族だけでは到底その患者さんを運び出すことができない状況であれば、そこらあたりの応急の体制も十分検討しながら、この救急体制というものも皆さん方に納得いただけるような体制をつくっていかなきゃならんなど、そのように思っておりますので、議員各位のまた御意見、また御協力をよろしくお願ひしたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（高田英亮君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時58分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可します。

まず、障害者施策についての質問をどうぞ。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得て、一般質問を行います。

一つ目の障害者施策について、質問いたします。

昨年12月、国際条約である障害者権利条約の批准を国会が承認するという、日本の障害者施策に大きくかわる出来事がありました。障害者の人権と基本的自由、固有の尊厳などを保障することを批准国に求める内容で、日本は141番目の批准国となりました。2007年に、この権利条約を日本政府が署名をして以降、障害者自立支援法の違憲訴訟団と国との基本合意が確認され、国の障害者制度改革推進会議の骨格提言が障害のある当事者も参加してつくり上げられるなど、障害のある当事者の方、家族、障害者団体を中心に政府との交渉や要望活動を重ねられてきました。

こうした中で、日本の国内法も障害者基本法の改正、障害者差別解除法の制定など障害者関連の法律が不十分さを残しながらも整備されてきたことを受けて、6年をかけてようやくの批准となりました。国際条約は、憲法に次ぐ法規として位置づけられます。批准はされましたが、権利条約に照らして国内法には不十分さを残しており、今後権利条約の完全実施に向けた取り組みが障害のある当事者の意見を踏まえつつ、国や地方自治体に求められてきます。そこには、法律の一層の改正、現行制度のもとでの地方自治体の努力や姿勢も問われてくると思います。

そこで、今回の質問では、まず権利条約の批准を受けての紀の川市の考えをお聞きしたいと思います。その上で、紀の川市の障害者施策にかかわって、3点の質問をしたいと思います。

一つは、65歳になった障害者が、介護保険優先の原則によって障害福祉サービスの利用制限がされていないかということをお聞きいたします。

障害者総合支援法の7条の規定によって障害のある人が65歳になると、それまで受けていた障害者総合支援法に基づく移動介護や訪問介護などの介護給付ではなく、介護保険に基づく給付を優先して利用しなければなりません。介護保険の認定区分によっては、それまでの障害福祉施策で受けられたサービスよりも少なくなる場合が出てきます。利用料も住民税非課税世帯では無料であったのが、介護保険では原則1割の自己負担で、最大1万5,000円の支払いも生じてきます。障害者福祉施策として必要だから受けられてきた支援が、65歳になったから介護保険の認定区分に従って減ってしまうということがないかという質問です。

次にお聞きしたいのは、障害福祉サービスを利用するに当たって、今後サービス利用計画を一人ひとり作成することになりますが、その作成に当たる相談支援事業所の体制は万

全かということをお聞きいたします。

最後に、心身障害児者医療費助成事業の拡充について、お聞きをいたします。

障害のある人を対象にして、病気になっても自己負担の心配がなく医療を受けられるこの制度は、障害のある人が安心して生活できる下支えとなるもので、とても大事な制度であると思います。また、紀の川市が旧町時代から引き継いで県の事業に上乘せする形で対象を広げていることも、紀の川市政のいいところの一つだと思っています。県の事業を土台に、各自治体で対象の広げ方には違いがあります。例えば、岩出市では、身体の障害の4級の一部や精神保健福祉手帳を持っておられる方も対象に加えられています。

また、障害者総合支援法の中では、障害の範囲に新たに難病が含まれることにもなりました。そこで、この制度を拡充することについてお聞きをします。この心身障害児者医療費助成事業の拡充で、より広く障害のある人の安心した生活をつくっていくことができると思いますが、どうかということです。

以上、お聞きしまして、1回目の質問といたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、石井議員の一般質問にお答えさせていただきます。

一つ目の権利条約の批准、国連承認を受けての紀の川市の考え方はどうかということですが、障害者の権利に関する条約は、国連の九つの権利条約の一つであります。この権利条約につきましては、平成18年12月に国連で採択され、日本はその翌年の9月に署名し、6年が経過後の昨年12月、国会は権利条約の批准を承認し、ことし1月20日に日本は締約国となってございます。この6年間で障害者の法整備が次々と駆け足で改正が行われてきた背景には、権利条約の批准という目標があったからだと思われれます。

国では、当然権利条約の求める法整備に取り組んでいかなければなりませんし、地方自治体といたしましても、この権利条約の批准を重く受けとめ、法整備に注視しながらではあります。権利条約の考えに沿って障害のある人が少しでも豊かに安心して暮らしていけるような市になるよう努力していかなければならないと考えていますので、御理解、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の介護保険優先原則による障害福祉サービスの利用制限についてはございますが、先ほど議員がおっしゃったように、障害者福祉総合支援法第7条にその規定がなされております。介護保険サービスに相当するものがない障害者福祉サービス、固有と認められるもの以外のサービスで、給付対象となる介護サービスが利用できる場合、この場合につきましては介護保険サービスの利用が優先されるという規定でございます。そういうことから、介護認定を受けている方は介護保険サービスが優先されるため、障害福祉サービスの利用についての制限はあると言わざるを得ないと考えてございます。

しかしながら、利用者が生活していくための必要なサービス量は、介護保険のケアプラ

ン作成時において介護保険サービスのみでは確保することができないと認められる場合、その方の置かれている状況を勘案した上で、障害者福祉サービスとの組み合わせによって利用できるように運用してまいりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

それから、三つ目の相談支援事業所の体制は万全かという質問であります。平成24年4月の障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正によりまして、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する方につきましては、サービス等利用計画、または障害児支援利用計画を策定することが必須となり、平成27年3月末までには原則として全てのサービス利用者にサービス等利用計画の作成が必要となっております。

紀の川市におきましては、サービス等利用計画を立てることができる特定相談支援事業所については、現在、この4月までに予定されています新たな指定事業所5カ所と合わせまして9カ所で、紀の川市をサービス提供地域としている近隣市町村に所在する事業所と合わせましても、まだまだ十分であるとは言えない状況であると認識しておりますので、今後も委託相談支援事業所とともに既指定事業所内の相談支援専門員の増員とあわせまして、相談支援専門員の資格を持つ各事業所へ働きかけていきまして、平成27年3月までに万全の体制で障害福祉サービスが提供できるように努めてまいりますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、石井議員の障害者施策についての4点目の心身障害児医療費助成事業の拡充についてということで、お答えさせていただきたいと思ひます。

議員もおっしゃられてましたとおり、紀の川市の心身障害児医療費助成制度につきましては、県費補助事業に加えまして、市単独事業として身体障害者手帳3級、療育手帳B1・B2、特別児童扶養手当2級、障害年金1級・2級の方を対象としており、県内でもトップクラスの拡大幅と認識しているところでございます。それをさらに拡大できないかという御質問でございますが、合併に伴い、財政的特典がなくなりつつある厳しい財政事情の中で、県費補助事業分の拡大を毎年要望しているところでもございまして、さらにそれを強く要望をしてみたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

また、難病者への適用ということで、難病患者の方につきましては、特定疾患として公費負担制度が適用されているものもございまして、国の施策といたしまして、今後さらに充実した助成制度を要望をしてみたいと思ひますので、御理解いただきたいと思ひます。

そうした中で、疾病構造の多様化等もあり、ますます難病患者がふえている昨今でございます。市単独では、先ほども申し上げましたように、財政事情も非常に厳しい状況でもございますので、その辺御理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁いただきまして。まず権利条約については、権利条約の考えに沿っていきたいということで答弁をいただきました。つい1週間前に効力が発したと、2月19日に発効、発したということになるかと思えます。まだまだこれからの取り組みにもなる部分もあると思うんですけども、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っています。

お聞きしたいのは、まず介護保険優先の原則のところでお聞きをしたいんですけども、自治体によっても対応、判断が違ってきているということで、全国的には訴訟にもなっているという、そんな問題でもあります。今お聞きしましたら、介護認定を受けている場合は優先することになるということだけれども、必要な方には引き続き提供もできるようにしていきたいということであったのかなと思うんですが、ちょっと確認したいというふうに思います。

これまで障害福祉サービスを受けていた方が、65歳になっても介護保険とあわせて、あるいは障害者福祉施策としてどちらであってもいいんですけども、これまでどおり必要なサービスが受けられるようになると、受けられるようにするという理解でいいのかということをお聞きをしたいというふうに思います。

それから、利用計画のところでお聞きをしたいんですけども、9事業所で展開していくという答弁でした。あわせて、それではまだ十分ではないということも部長は言われていました。利用計画は、その一人ひとりのサービスを提供する上でいろんな事業所との連絡、連携をとったりとか、すごく細かな、紙だけの世界ではなくて現場のいろんな細かな調整であったり、大変仕事なのかなというふうに思っています。これが、9事業所ではまだ不十分だということで、これからも働きかけていきたいということなんですけれども、その中に地域福祉のかなめでもある社会福祉協議会ですね、そこは手を挙げていただいているのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、心身障害児者医療費の助成事業です。県下でもトップクラスということで、確かにそういうふうに今紀の川市はなっているというふうに思います。この間の国の動きを見ますと、難病の方について新たに障害の範囲に含めるということが大きな変化が今起こっています。難病の方は、特定疾患の認定を受ければ、受給者証をもらえば、その治療については助成ができるけれども、普通の日常で起こる風邪であるとか、何らかのけがをしたりとかという特定疾患以外の治療については、ほかの方と全く同じ負担をしなければならないということになります。難病ゆえのいろんな困難がある中で、難病の治療については出されたとしても、それ以外のところで心する部分がないというのが今の状況ですので、同じように障害ということで含められたにもかかわらず、そこはまだ制度の谷間として、本来なら支えられるべきところが助成されてないのかなというふうに思います。

国にも要望していきたいということですので、これについては引き続き国に要望していただければということで質問にはしませんので、福祉部長にお聞きをしたいということで、2点お聞きした点で、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（自席） それでは、石井議員の再質問にお答えさせていただきます。

第1点目の障害サービスの利用制限に伴いまして、障害者に対して不便が生じていないかという、100%カバーできているかという御質問だと思うんですけども、石井議員、一般質問の中でおっしゃってましたように、介護認定の程度区分と障害者サービス区分の程度が基本的に異なっておりまして、その利用できる時間数、利用上限等も異なります。まして利用料ですね、先ほど議員もおっしゃってましたように、障害者の場合は住民税非課税世帯の場合は無料ですけども、原則介護保険の場合は1割負担と上限がございますが、そういう制度ですので、基本的に制度設計ですね、国のほうの制度設計にも何らかの問題があるのではないかなというふうには、担当レベルでは、というのは現場でかなり混乱もしておりますので、そういうだから制度設計の問題もないとは言えないかなと、そのように思います。

ただし、今の制度の中で行政としてやっていかないけませんので、先ほども答弁させていただきましたが、100%までは当然その介護優先制度が法の整備の中でございますので、それを逸脱してまで行政もサービス提供はできない、これは御理解願いたいと思えます。それでも、やはりその人の生活が十分できない場合は、先ほども答弁させていただいたとおり、障害福祉サービス提供ですね、それも加味した中で、組み合わせた中で、一応本人さんに御理解いただきながらサービス提供させていただいておりますので、100%とはいかないまでも、市としてはその人のために、その人の生活ができるような体制を整えておりますので、御理解願いたいなど、そのように思います。

それから、もう一点の相談支援事業所のお話でございますが、先ほども答弁しましたように、この4月までには9事業所が手を挙げていただいて、指定事業所になる予定になってございます。ただ、先ほど、議員のほうから質問ありました社会福祉協議会、そのほかにですけども、紀の川市には社会福祉協議会以外にあと六つの事業所が、資格を持った専門員がおられる事業所がございます。それ九つのその事業所は、まだ社会福祉協議会が入っていないので、今後社会福祉協議会についてもこの事業指定を取っていただくように、以前にも私のほうでも社会福祉協議会に働きかけた経緯もございます。それで、今後また再度社会福祉協議会に働きかけたいと思うんですけども、やはり社会福祉協議会もいろいろ介護保険とかそういう事業もやられてますので、人員体制等、ただ問題があるかと思えますので、再度また社会福祉協議会とは協議していきいたいなど、そのように考えていますので、ぜひとも部としては参画していただきたいというのはお願いでございます。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（自席） 石井議員の再質問にお答えさせていただきたいと思

います。

国におきます難病のうち、臨床調査研究分野の対象疾患でございます疾患につきましては、130疾患ございます。その中で、先ほど申しました特定疾患の治療の調査研究対象であります事業につきましては、国において56、それから県で4の疾患が対象になっているところでございます。

その中で、その病気の治療に対する以外の病気の治療分野についての助成ということでございますが、今現在、難病の患者に対する医療等に関する法律案というのが国において閣議決定で出されまして審議していると聞いてございます。そうした中で、市といたしましても、その審議の内容等、方向性等につきまして十分重視しながら対応してまいりたいと思います。

また、先ほど申しましたとおり、いろいろな施策の内容の充実等につきましては、国等にも引き続いて要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 再々質問です。市長にお聞きをしたいんですけども、1点お聞きをいたします。

今回の質問の中でのサービス利用計画をつくる指定相談事業所ですね、まだまだ足りないというのが今の現状だということで、部長言われました。これからも当たっていくということ言われているんですけども、各自治体がどれだけその指定事業所をふやす努力をするかということで、紀の川市だけが頑張っても紀の川市の事業所に負担がかかってきますし、各地域にあるそれぞれの事業所が、その地域の障害のある方をどう支えるかという計画を立てる力をこれからつけていかなあかんという状況だと思うんですけども、そんな中でその地域の社会福祉のかなめでもある社会福祉協議会もぜひ手を挙げていただきたいなというふうに思うんですけども、この点についての市長の考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の9カ所あるサービス拠点に加えて、社協等の参加をということでもあります。

私は、福祉の後退にならないようにということをまず基本に進める中で、近隣の市町村とも兼ね合いを見ながら進めていかなきゃならんと、基本的にはそう思っております。

社会福祉協議会につきましては、ほかの事業所との関連、また市ではございませんが、公的機関の社会福祉協議会、これを進めさせていただくということになりますと、ほかへの影響も考えながら前向き検討というところで今御理解をいただきたいなと、そのように思います。

○議長（高田英亮君） 次に、小中学校での自分の色覚を知る機会の提供についての質問



をどうぞ。

○19番（石井 仁君）（質問席） 二つ目の質問の小中学校での自分の色覚を知る機会の提供について、お聞きをいたします。

色の見え方には個人差があり、日本人男性で5%、女性で0.2%の方は色覚の違いがあるとされています。2003年に小学校での色覚検査が健康診断の必須項目から外れて10年がたちました。今、当時子どもたちが進学や就職を迎える中で、自分の色覚を知る機会がないままに進学や就職に直面する場合もあると言われていています。

日本眼科医会は、昨年色覚の違いを自覚するのがおくれることで、進学や就職時のトラブルが心配されるとの見解を報告しました。この報告によれば、眼科医への受診動機に、進学や就職を上げた高校生は7割、就職を上げた大学生は8割に上っています。また、色覚に違いがあると診断された中高生の半数が、自分の色覚を知らないままであったことも報告され、学校での希望者への検査実施を呼びかけています。

雇用時の色覚検査は、2001年の労働安全衛生規則の改正で原則廃止をされています。国は、色覚の違いで採用制限をしないよう指導しています。こうした中で、現在色覚での採用制限はほとんどの職種ではありませんが、それでも鉄道、バス、消防、警察などで現在も色覚の制限があります。航空や船舶、鉄道などの学校への進学で制限があったり、国家試験や資格試験でも色の違いを見分ける一定以上の能力が求められるものもあります。

学校での色覚検査については、必須項目から外れていますが、本人と保護者の同意があれば学校で任意で検査を受けることはできることになっていますが、現状はどうなっているのかということです。自分の色覚を知っておくことは、生活の上でも進路選択時にも必要なことだと思います。小中学校での自分の色覚を知る機会の提供をすべきだと思いますが、どうでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 石井議員の色覚を知る機会の提供についてという御質問ですが、学校保健法施行規則が平成14年4月一部改正され、色覚検査が必須項目から削除されました。ただし、留意事項として不安を覚える児童・生徒及び保護者に対して、同意を得て個別に検査や指導を行う等の適切な体制を整えることや検査の実施に伴う配慮事項が明記されております。さらに、色覚異常を有する児童・生徒への配慮や適切な指導について手引き書を作成し、配慮の必要性も明確にしております。

法改正から11年を経て、現在の状況といたしましては、紀の川市内の小中学校では学校医の指導を受け、4年生の保護者対象に色覚検査の希望調査を実施し、希望のあった児童に個別で検査を実施している学校や保健だよりで検査について記述し、希望があった場合に実施している学校もあります。また、保護者が眼科において診断を受け、学校に申し出ている場合もあります。今後は、教育委員会としましては、色覚検査表を購入し、管内の小中学校に対し学校医と相談しているところではありますが、保護者から希望がある場合は色

覚検査を実施するよう指導してまいりたいと考えております。

さらに、学校には色覚特有を有する児童・生徒がいることを常に意識して、学習指導、生徒指導、進路指導等において適切な指導や配慮を行うことや個別相談に応じ、適切な対応を心がけるよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

〔石井議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 次に、8番 中村真紀君の一般質問を許可します。

まず、少子化対策についての質問をどうぞ。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

それでは、通告いたしました1件目の少子化対策について、質問いたします。

まず、那賀病院の産婦人科についてです。

今、全国的に見ても、産婦人科医が不足している状況にあります。ほかの科に比べ、多い当直回数や産科医の不足からくる現在勤務する医師への肉体的・精神的負担、ハイリスク妊娠・分娩の増加等々、過重労働、重責から産科医の増員が難しいのも現状です。その解決策の一つとして、助産師外来を行っている病院がふえています。助産師外来とは、これまで病院、医師が行ってきた妊婦健診を助産師が行うことです。このことは、産婦人科医不足を補うことができる、妊婦さんが助産師とリラックスした雰囲気の中で出産を迎えることができる、助産師にとって病院というバックアップがある中で、安心して自分自身の知識を発揮することができるなど、それぞれメリットがあります。

また、助産師は正常出産の場合、妊婦健診も赤ちゃんの取り上げも認められています。現在では、和歌山の労災病院が助産師外来を取り入れています。紀の川市での出産が難しくなっていることから、助産師の活躍の場をふやすことを提案してみてもはどうでしょうか。そうすることで、受け入れ人数をふやすことができると考えますが、いかがでしょうか。

次に、母子手帳の交付についてです。

母子手帳の交付は、保健師さんが発行すると聞いています。母子手帳の交付と同時に、金券の役割をする妊婦健診の補助券の発行もしているのですが、郵送での受け付け、交付もしていないと聞きました。そして、このときに保健師さんが妊婦さんの状態を把握するためであったり不安を聞いたりするために話をするのだともお聞きしました。では、各支所に1名ずつでも保健師を配置してはどうでしょうか。保健師の確保が難しければ、本庁と支所をiPadなどの利用でIT化を進め、保健師との対話ができるようにしてもいいのではないのでしょうか。確かに、妊娠し、抱えている不安を相談できない方もいると思うので、

話を聞いてもらえるだけでもうれしいことだと思います。だからこそ、もっと身近に感じてもらえるようにしてもいいのではないのでしょうか。

次は、出産祝い金事業の取り組みについてです。

健康保険法等に基づく保険給付として、出産育児一時金制度はありますが、収入が減る中でほとんどが出産費用に消えてしまい、制度の名前にある育児のほうにはなかなか回せません。全国的にも多くの自治体で独自の出産祝い金事業を行っています。紀の川市も独自の祝い金事業を行ってはどうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、中村議員の一般質問にお答えさせていただきます。

現在、市内の分娩医療機関につきましては、先生も御存じだと思うんですけども、那賀病院と北山産婦人科クリニックの2カ所でございます。平成24年度の市民の分娩件数につきましては443件、そのうち市内での出産につきましては225人と、50.7%で市外での出産よりわずかに上回っている現状でございます。公立那賀病院での出産につきましては94人で、率にしまして21.2%になっている現状でございます。また、最近里帰り分娩も多くなっている状況でもございます。

公立那賀病院で出産する体制につきましては、産婦人科医師につきましては常勤医師の3名と和歌山医大からの非常勤医師1名の4人体制で、うち産科に携わる医師は主に2名で、院内24時間勤務の体制をとっています。また、助産師につきましては、現在9名で、日勤、夜勤を行っているところでございます。

先ほど、議員御指摘の助産師の取り入れにつきましては、今後那賀病院とも協議してもいかなければいけないかと、そのように考えているところでございます。公立那賀病院でのお産につきましては、月35件から37件の予約が入り、平均月30件のお産を受けている状況であります。安全なお産とスタッフのリスクを考えますと、この30件程度の受け入れが限度であると聞いておりますし、ただ今後、地域の出産を守るとなれば、助産師や看護師の確保・増員が必須であるというふうに思われます。ところで、全国的にも産科とか小児科医が、医師不足が深刻化していますので、特に分娩を扱っている産科医療機関の減少が危機的な状況に陥っているのも現状かと思えます。

そういう難しい問題となっている今日ですけれども、公立那賀病院におきましても、産婦人科医は深刻な問題であり、産科の増設や医師、助産師の確保につきましては、一自治体では打開できない大きな問題ではありますが、地域医療の中核病院として公立那賀病院の産婦人科充実に向け、先ほど先生が提案されました助産師の導入も含めました中で、今後検討していきたい、働きかけていきたい、そのように考えますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

二つ目の母子手帳についてでございますが、現在南別館の健康推進課窓口のみで交付しています。平成24年度におきましては、446件の交付数となっております。また、転入妊婦につきましては、転入前の市町村で交付を受けた母子手帳を使用しますので、妊婦健康受診券の確保のみとなっております。健康手帳の交付につきましては、若年の妊婦や未婚の妊婦、また高齢妊婦等のハイリスク妊婦を把握する機会でもあり、早期に養育支援ができるように保健師や看護師などの専門職が対応する必要がありますので、支所での交付となりますと、専門職の体制から現在のところ困難であると考えますので、今後継続して本庁南別館だけの母子手帳の交付となりますが、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目の出産祝い金事業の取り入れてはどうかという御提案ではございますが、少子化対策の観点から、保健福祉部から答弁させていただきたいと思ひます。

少子化につきましては、いかに生み育てやすい環境をつくっていくかが大きな問題でありますので、第3子以降の保育料の無料化、不妊治療助成事業等市独自の施策を実施し、経済的な負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりに努めているところでございます。

議員提案の出産祝い金事業につきましては、出生数の増加を促し、生み育てやすい環境づくりにつながる事業と思われませんが、市独自事業のため財源確保が問題であり、厳しい財政状況の中、福祉予算を精査し、今後財政当局とも十分協議が必要であると思ひますので、御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 市長にお尋ねします。

若い人や子どもが減っていることを踏まえても、紀の川市独自の少子化対策として、将来を担う子どもの誕生を喜び、祝う意味でも、このような出産祝い金事業に取り組んでいてもいいと思うのですが、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村議員の御質問、少子化対策として出産祝い金をという御提案でございます。3,000円でも祝い金、10万円でも祝い金になるわけですが、相当財政状況厳しい中で、おめでたい紀の川市で出産していただけるということは大変ありがたいことではあります。子育てのしやすい市にしていくということを基本に進めて現在はおるわけで、これらの、これらといいますか、出産祝い金等につきましては検討をさせていただきたいなと、そう思っております。いろいろな面で、中学校の入院の医療まで無料にする、他市町村に先駆けていろいろとやっておるわけで、十分検討はさせていただきますが、「今、やります」ということだけは差し控えさせていただきたいなと、そのように思っております。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

それでは、次に、子育て支援についての質問をどうぞ。

○8番（中村真紀君）（質問席） 二つ目は、子育て支援についてです。

まず、子育て応援パスポートの発行です。子育て応援パスポートとは、協賛店を募り、妊娠中から子どもが18歳になるまで、そのパスポートを提示すればさまざまな割引やサービスを受けることができるというものです。和歌山県でも同様の家族のふれあい優待制度が実施されていますが、もっと地元のお店にも協力を求め、地域に根づいた事業にし、紀の川市全体で少子化を考え、子育て応援してもいいのではないのでしょうか。

そして、この和歌山県で実施されている関西子育て世帯応援事業として、近隣の2府7県でも協賛店でのサービスを受けることができます。紀の川市独自の子育て応援パスポートも、近隣の市町村にも協力を求めてもいいのではないのでしょうか。

次に、子育てに必要な紙おむつと、それに伴うごみ袋の支給です。昔と違い紙おむつが主流です。生まれてからおむつが外れるまでにはかなりの枚数になり、負担が大きくなります。家庭の事情で、ゼロ歳、1歳、2歳と小さいときから保育所に預けるといふことがふえている中で、保育所に預けるとどうしても紙おむつばかりになってしまいます。布おむつにして紙おむつの負担を減らすということはなかなかできません。そして、それに伴ってごみ袋の枚数もふえてきます。家庭から出るごみは、確かに紙おむつだけではありませんが、おむつのごみがかさばるのも事実です。子育てにかかる費用を少しでも減らすために、子育てしやすくするために、子育て支援の一つとして考えてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、子育て支援について、答弁させていただきます。

まず、一つ目の子育て応援パスポート事業につきましてですけれども、議員おっしゃったように、平成19年度から和歌山県におきまして、和歌山県家族ふれあい優待制度として既に実施されております。事業の内容につきましては、仕事中心になりがちな生活を見直し、親子が触れ合う時間をふやすとともに、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ることを目的に行っております。

この事業に協賛する事業所につきましては、紀の川市の40店を含めまして708店舗と聞いております。18歳未満の子どものいる世帯や妊娠中の方がいる世帯に対し、割引や特典の優遇サービスが受けられることになってございます。また、先ほども議員おっしゃっていましたように、現在は近畿2府4県や三重県、福井県、鳥取県、徳島県が連携し、相互利用できるようなもなっております。

それで、議員御質問の紀の川市独自の取り組みというお話でございまして、現在市といたしましては、この制度に市の独自に取り組むのではなく、市民の皆さん、県の事業に参

画できるよう市のホームページ等で本事業紹介しまして、利用者の増加を図るとともに、紀の川市の商工会等を通じまして協賛店をふやす取り組みを行い、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ってまいりたいと考えていますので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

二つ目の紙おむつやごみ袋の支給事業を取り入れてはどうかという御質問でございます。ごみ袋に関しましては、市民部が所管であります。紙おむつの支給に合わせてということですので、保健福祉部から答弁させていただきたいと思ひます。

子育てするには当然経済的負担が伴い、また生活設計を考慮しながらされているものであると考えております。その経済的負担を行政がどこまで手だてするのは、その必要性和あわせ財源の確保を念頭に考えていかなければなりません。

議員提案の紙おむつ支給事業であります。個人差がありますが、紙おむつ代として月大体5,000円から6,000円ほどの費用がかかると聞いてございます。その事業の取り組む必要性であります。現在児童手当法に基づいて支給されております児童手当は、子育ての負担を少しでも軽減するために支給されているものでございまして、当然乳児期の紙おむつ代などの生活用品を含めた子育て支援策として打ち出された制度でございますので、市独自で財源を確保しながら取り組む優先度は低いと思われるので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

〔中村議員「なし」という〕

○議長（高田英亮君） 以上で、中村真紀君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後 0時59分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（高田英亮君） 次に、4番 中尾太久也君の一般質問を許可します。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

今回、発言事項について、本庁舎周辺の道路整備計画ということで、3点お伺ひいたします。

新庁舎での業務が、平成25年1月より開始されました。それに伴う整備ということで、1点目として、市の玄関口であるJR打田駅周辺の整備についてお尋ねします。この打田駅については、周辺整備が平成21年度より平成23年度で終了したとのことですが、今

の現状のままでよいのかということでございます。駅の駐輪場には多数の放置自転車が見られ、プラットホームの両側にある空き地については雑草が伸び放題になり、美観を壊しております。それが、大変気がかりとなっております。

このため、付近住民の方々が環境整備の一助となればとの思いから、会則を設け、紀の川市の中心駅打田駅に乗りおりされるお客様に気持ちよく御利用いただくため、奉仕活動として、1、打田駅と周辺道路の清掃・草引き、2、自転車置き場の清掃・整理、3、打田駅北と南の乗車口等にプランター植えの花等の設置と管理を行い、打田駅周辺サポートグループを立ち上げ、活動を行って来ております。「世界一 美しいまち 紀の川市」をキャッチフレーズにした方針を打ち出している中、まちづくり活動やボランティア活動に参加する市民の活動が活発に展開されるよう行政が主体となってバックアップするべきではないでしょうか。

それに関連しますが、打田駅に連結している市道が余りにも狭く、駅の西側道路、市道尾崎打田停車場線及び東側道路、打田停車場打田線両線においては、車の対向さえできず、巡回バスや駅利用者の送迎、自転車等の通勤・通学に係る利用者に大変不便をかけているという声がたくさん聞かれます。この市道の改良が第一かと思われれます。市の玄関口である打田駅の整備こそが、市の発展につながるのではないのでしょうか。

また、北側に位置する都市計画道路、東国分打田線との直結した道路が駅周辺にはございません。市道打田駅前線、市道毘沙門線がありますが、車の対向どころか軽自動車さえ狭くて通れないような市道であります。打田駅周辺整備には欠かせない整備だと思しますので、早急な取り組みを実施していただきたいと思っております。

2点目として、本庁舎より南北に位置する市道上野庁舎前線の都市計画道路の認定であります。

平成25年第1回定例会において質問されております道路整備の取り組みでは、打田中学校南の信号交差点から大井寺池職員駐車場付近までの700メートルを2車線化と歩道の整備を平成27年度完成を目指しているとの答弁でありました。それより南の市道上野庁舎前線について、お尋ねしたいことがございます。

この市道は、本庁舎における主要道であり、本庁舎業務開始により国道バイパスによる利用者も多大に増加しております。この市道を利用する人々には、打田中学校の生徒、こばと園児、田中小学校児童と多人数の交通弱者が登下校道として利用されております。安全・安心をモットーとする本市において、市道上野庁舎前線を交通安全対策上の重要路線として早急に取り組めないのか。

3点目として、都市計画道路東国分打田線の答申についてであります。

現在、東側終点地点においては、パナソニック北側県道泉佐野打田線で行きどまりになっております。この道路の計画は、旧打田町における主要道路として新設されましたが、現紀の川市となり、隣町であった旧粉河町との総合的な調整も図られておらず、利用度の低い道路と言えます。それで、市の主要道の位置づけとして粉河都市計画道路も整備され

ると聞いております。その粉河都市計画道路と旧町の垣根を取り払う新アクセス道路として直結できないかどうか、お尋ねいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） 中尾議員のJR打田駅周辺の開発計画について。そのうちの企画部所管の部分に対して、答弁をさせていただきます。

平成25年度より新庁舎の供用開始いたしました。紀の川市の玄関口として、JR打田駅、あるいは駅周辺の整備には、地域の活性化やJR和歌山線の活性化などともあわせて取り組んでいかななくてはならない課題と考えてございます。JR打田駅周辺につきましては、平成21年度に駅北側の駐輪場に屋根を新設、平成22年度には以前からの要望がありました南口をJRと共同して開設いたしました。南側のホームに階段、スロープを設置し、駅前に自動車の転回スペースを設けるとともに、駅南側にも駐輪場を新設いたしました。この工事に合わせて、JR西日本も券売機の設置、ホームのかさ上げ、フェンスの移設などを実施しております。また、このとき地元よりいただいた要望にお応えいたしまして、平成23年度にはJAより寄贈されたソーラー外灯の設置を行っております。南口を設置したことで、駅南側、特に那賀病院を利用される方には喜んでいただいているところでございます。

駅周辺につきましては、打田駅周辺サポートグループの皆様による植栽プランターの設置や清掃、放置自転車の整理、またライオンズクラブによる庭園の寄贈など、多くの方々に駅周辺の環境整備に御協力をいただいているところでございます。市も職員による駅や周辺道路の整備、また駐輪場の整理なども実施しております。JR和歌山線やその駅は、多くの皆さんが御利用される公共性の高い施設でございます。駅や駅周辺の整備につきましては、地域の皆さんの意見をお聞きし、JRや県など関係機関と調整を図り取り組んでいくとともに、周辺の整備環境につきましては、地域の皆さんと協働で連携を密にし取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） それでは、中尾議員の本庁舎周辺の道路整備について、御質問にお答えします。

御質問の1点目ですが、JR打田駅周辺の道路整備計画について、お答えします。

打田駅周辺は、南に国道24号、また東に県道泉佐野打田線、北に都市計画道路である市道井阪打田線が通り、これら路線が幹線道路として重要な位置にあり、市役所本庁舎や打田中学校、那賀病院等の公共・公益施設があることから、本市の中心地となる要素を占めてございます。

こうした中、駅周辺の道路整備につきましては、安心・安全な生活や医療環境の充実を図るため、都市計画事業や市道整備事業など地域住民の御意見、御理解、御協力を得ながら総合的に検討してまいりたいと考えてございます。



続きまして、2点目ですが、市道上野庁舎前線の都市計画路線につきましては、平成24年の都市計画道路の見直しにおいて、西大井池田新線として打田中学校南の都市計画道路交差点から県道粉河加太線までを決定し、道路改良事業として本庁舎前の整備に着手してございます。

議員御指摘の打田中学校南交差点から南方向国道24号上野交差点まで、JRの踏切拡幅においてJRとの協議の中で技術的な課題が多々ございます。仮に、その工事が実施されれば、近隣の住民の生活、交通に大きな影響が懸念され、地域住民の理解や用地協力が得られるか、多額の事業費が必要であり、長期にわたって建築制限、路線沿いの住民に負わせることになる等考慮した上で、今回は決定に至っておりませんでした。

今後は、まず事業を実施しております本庁舎前から打田中学校南交差点までの道路改良事業の早期完成を目指すとともに、交通形態状況を見きわめながら、国道24号の上野交差点までの都市計画街路について、検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、3点目でございます。本路線東国分打田線は、都市計画路線による新設道路として県道中三谷下井阪線から県道泉佐野打田線までの延長2,840メートルの区間について昭和43年度に着手し、以来41年の歳月をもって平成21年度の全線開通に至っております。本線の開通により、紀の川市中心部へ東西幹線道路として通勤・通学はもとより、国道24号や京奈和自動車道へのアクセス道路として、沿線地域の利便性向上や活性化が期待されております。

さて、議員御質問の都市計画道路東国分打田線の答申でございますが、現在那賀振興局建設部で、粉河駅前から深田踏切付近の国道24号までの県道粉河寺線の整備を進めているところでございます。この県道まで東進すれば、紀の川市の中心部と粉河の中心部が結ばれ、国道24号の渋滞解消や京奈和自動車道へのアクセスなど旧町間の幹線道路網としての利便性の向上が考えられます。

しかしながら、新設区間が約2キロとなることから、今後は京奈和自動車道及び県道粉河寺線等の開通後の交通の流れを見きわめながら費用対効果を考慮し、紀の川市全体の幹線道路網の整備とあわせて、総合的に検討してまいりたいと考えております。どうぞ御理解のほど、協力賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高田英亮君） 再質問、ありませんか。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 今の答弁ですが、考えていくということですが、市全体的な都市基盤の整備がまた必要になるかと思えます。その計画策定できる時期等について、お答え願いたいと思えます。

それというのも、この前からいろいろ「資料ないですか」と聞かせていただきましたけれども、単なる計画だけですと、そういうふうな道路計画にしても、今回もらっておりますけれども、長期計画にしても、文書だけで計画をなさっていると思えます。

何か道路整備についても、どれぐらいの計画があるのか、また優先順位的に考えている路線があるのか。今、言わせてもろた上野庁舎前線なんかにおかれましても、新たに新設された打田中学校もございます。そこへ通う生徒、またこぼと保育園も一番大きな保育所になっております。そして一番南に行きますと、田中小学校、児童も通っております。だから、主要道路として、言わせてもらってるセンターラインも引けないような道路でよろしいんですかと。また、通勤・通学に携わっております生徒たちにも、歩道というような形のものできちり整備されておられません。これで教育上の問題でもありますけども、安心して学校へ行って自分たちがゆっくりと、しっかりと勉強できるようなことができるのかと、朝のそういうラッシュ時に、通学に置かれては安全面ばかり気にして、ああやっと学校にたどり着いた、さあこれから勉強やというふうなことになりかねません。また、一たび事故が起これば、生徒さんたちに対しても多大な御迷惑をかけると思います。

昨今、新聞紙上でにぎわしておりましたけども、通学路児童のところ突っ込む自動車とか、いろいろ被害に巻き込まれて生命を奪われるというようなこともございます。そういうことがございますので、早急なる都市基盤整備の計画策定をしていただけるかどうか、お答えお願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（自席） 中尾議員の再質問にお答えさせていただきます。

その計画の時期等なんでもございますが、平成30年からの第2次長期総合計画及び平成31年からの都市計画マスタープランの見直しの際に、市、議会、それと第一に住民関係機関等々に協議を深めながら道路整備を考え、安全・安心なまちづくりを検討したいと思っております。

それと、歩道等でもございますが、現在庁舎前線につきましては、歩道等の整備が踏切前後はできてございません。それによって、踏切内の現在通勤・通学時に小学生、中学生、通勤の自動車が入りまじって、路線踏切内を危険な状態で通行していることは十分把握してございます。

それと、歩道等についてもかなり狭い、ほとんど整備されていない歩道でもございます。これについては、特に必要な重要課題である安全・安心なまちづくりにとっては重要かと思っておりますので、それについては早急な対応を今後各機関と、各議員さんも交えた中で今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） 再々質問、ありませんか。

中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） ただいまの答弁ですけども、平成30年、あるいは平成31年という計画の策定とおっしゃっております。これはもう、あくまでも計画の策定となって、実行に移すべき時期についてはもっと後送りになると思います。ことし、まだ今平成25年度です。5年も6年も先の計画で、それから先に整備するということにな

ったら、どれぐらい遅くなるのかって、現状の安全・安心なまちづくりができるんかということとございます。このことについて、市長に強く切望させていただきます。もう少し、時期的に早くでき上がるようなことができませんか。

○議長（高田英亮君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の庁舎周辺のみならず、市全体の道路網の計画実行について、できるだけ早い時期にやれないのかという再々質問であります。

5町合併し、公平また均衡のとれた市の発展という意味から、道路網もまちまちといえますか、各旧町の単位での接合する道路もありますし、県道なんかはまちからまちへの通ずる道は十分とはいかなくとも続いておるわけでありましたが、市道と旧町道等については、旧市まちまちの状況でもあるわけで、これらをまずできるだけみんなが利用しやすいことにしていかなきゃならん。それと、安全・安心面から信号機並びに局部改良等も考えながらやっていく。

この庁舎、旧打田町については、ここに新しい市役所ができたわけでありましたが、それまでもこの庁舎をどこにするか、どこに建てるか、そういう考えの中で新しいところに、場所にバイパス通りあたりに庁舎を建設したということになれば、その庁舎に通ずる道路についてはほぼでき上がっているような状況で、いろいろと悩むことはなかったんですが、費用の関係、またもともとの旧打田役場であるこの土地にするのが適当だという判断のもとにここに建設したわけで、これをバイパスから北向いて打田中学校のところを通り、都市計画、また粉河加太線に通ずるこの庁舎から北側の道路等々、庁舎周辺の道路一つにしても、まだまだ早急にやらなきゃならないわけでありましたが、平成30年というのは後期の基本計画であって、それまで何もしないということではございませんので、できるところからやっていく、そしてもちろん長期にわたる計画を立てなきゃならない道路もあるわけで、議員質問の30年までほっとくんかということではなしに、皆さん方と相談をしながら、また用地関係者、地域の皆さん方の御理解なくして進めていけないわけがあります。一緒になってこの道路問題についても、議会の皆さん方、市民の皆様方とともに進めていきたいと、そう思っておりますので、今後ともの御協力をよろしく、こちらからお願いしたいくらいのこととございますので、よろしくお願い申し上げ、十分な答弁にはなっていないかもわかりませんが、一年でも早くこの道路網が完成に向けて、完成って、これで終わりやということにはなかなかならないと思いますけれども、皆さん方に利用してもらいやすい道路体制をつくっていただけると、そう思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（高田英亮君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

○議長（高田英亮君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって散会します。

なお、議案精査のため、あしたは休会とし、28日金曜日、9時30分より再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午後 1時25分）